

ご 案 内

送信日: 令和5年7月12日

送信枚数: 枚 (送付状を含む)

送付先: 組合員 各位

差出人: 前 川 肇

〒514-0009 三重県津市羽所町700 アスト津7F

三重県石油商業組合 / 三重県石油業協同組合

TEL: 059-225-5981 / FAX: 059-226-5543

E-mail : h-maegawa@mie-sekiyu.or.jp

http://www.mie-sekiyu.or.jp

TEL:

FAX:

■ ご 案 内

中小企業等事業再構築促進事業補助金について

令和5年度末までに残り2回程度の公募が予定されております。

変更点

1. 基本の申請要件からコロナの影響による売上減少要件が撤廃されました。
2. 産業構造転換枠が新設され
▶ 石油卸売業・ガソリンスタンド・燃料小売業が指定業種となりました。

| | 補助金額 | 補助率 | 追加要件 |
|-------------|--|--------------|---|
| 産業構造 転換枠 | 【従業員 20 人以下】 100 万円～2000 万円 | 中小企業者 2/3 | 国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の中小企業等が取り組む事業再構築を支援 |
| | 【従業員 21～50 人】 100 万円～4000 万円 | | |
| | 【従業員 51～100 人】 100 万円～5000 万円 | 中堅企業 1/2 | |
| | 【従業員 101 人以上】 100 万円～7000 万円 ※廃業費を最大 2000 万円上乗せ | | |

3. 事業再構築の定義について「新分野展開」及び「業態転換」が「新市場進出」に統合されました。

○ 申請の要件

補助対象者は中小企業者、中堅企業

① 事業再構築に取り組む

経済産業省が示す「事業再構築指針」に沿った新市場進出（新分野展開・業態転換）、事業・業種転換、事業再編を行なう

② 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する

- 事業再構築の事業計画を認定支援機関等と相談のうえ策定する
- 事業計画は補助事業終了後3～5年で（ア）または（イ）いずれかを見込むものとする
（ア）事業計画期間において付加価値額を年率平均3.0%以上増加させる（企業の事業規模を拡大させるケース）
（イ）事業計画期間において従業員一人当たり付加価値額を年率平均3.0%以上増加させる（生産性を向上させるケース）

③ その他申請枠毎の追加要件

○ お問い合わせ先

全国石油商業組合連合会 経営相談室 浦辺 TEL03-3593-5816 今井 TEL03-3593-5835